

■令和6年度(2024年度)秋選抜 FAQ(2024年9月更新)

No.	項目	質問	回答
1 出願			
1-1	出願資格	他大学等から京都大学大学院博士課程に進学を予定している者にも出願資格はあるか。	出願資格があります。令和6年10月(通常枠)令和7年10月(進学前採用枠)に本学の博士課程等に在籍することが要件となります。ただし、秋選抜においては4月入学(予定)者は対象外です。
1-2	出願資格	D2以上は採用しないのか。	プログラムは育成に重点が置かれているため、D1のみの採用です。
1-3	出願資格	機構次世代AIプログラムに応募したいが、どの研究科・専攻に所属していても応募できるのか。	募集要項の別表1に記載の研究科・専攻しか応募資格はありません。
1-4	出願資格	休学中に申請できるか。	出願は可能です。採用が決定した場合、支給開始は復学してからとなります。
1-5	申請	研究科や専攻で対象分野は決まっているか。	全ての分野に出願できます。 機構次世代AIプログラムと併願する場合であっても全ての分野に出願はできますが、出願資格のある研究科・専攻が決まっています。
1-6	出願書類	実質的な指導教員と所属上の指導教員が異なる、または修士課程から博士課程に進学するにあたり、指導教員が異なる場合、どちらに依頼したらいいか。	実質的な指導教員と、所属上の指導教員が異なっても差支えはありません。 実質的に自身の研究内容を把握されている先生に確認書を作成いただいて結構です。
1-7	出願書類	申請書の様式を変えてもいいか。	様式の変更・追加は不可です。ただし記載内容の指示文については削除しても可です。
1-8	出願書類	出願書類の修正・追加提出は可能か。	出願期間内かつ申請システムにて「確定」を押す前は、アップロードした内容は自由に編集可能ですが、「確定」を押した後は、修正・追加提出できません。 また、メール等による申請システム以外の追加提出は受理しません。
1-9	出願書類	申請書の「奨学金受給状況」については博士課程で受給予定のもののみ記載すればよいか。また、現在出願中で受給が確定していないものは記載する必要はあるか。	博士(後期)課程で受給(予定)のもののみ記載ください。出願中で受給が未確定のものも、「(出願中)」などと付記したうえで全て記載ください。
1-10	出願書類	成績はKULASISからダウンロードできるものでもよいか。	修士課程の成績・学部課程の成績共に、 ・証明書自動発行機で発行できるもの ・KULASISから印刷できるもの いずれでも結構です。
1-11	出願書類	指導教員が9月末で辞職する場合、現在は他大学で10月に赴任する新しい指導教員に書類を頼むことは可能か。	可能です。確認書を記載するのは現在他大学でも赴任予定であれば構いません。
1-12	出願書類	提出完了したか、確認したい。	申請システムのトップページで「申請の確定」のチェックボックスにチェックが入っていれば、提出完了となります。
1-13	出願書類	WEB出願システムは24時間対応か。	はい、24時間対応しています。
1-14	出願書類	ネット環境トラブルにより、提出できない。	期間後に出願することはできません。 また出願期間終了直前はサーバーが混み合う可能性がありますが、これによる遅延・トラブル等には一切責任を負いませんので、時間には十分余裕を持って出願してください。
1-15	他奨学金	民間奨学金財団による奨学金との併給は可能か。	本プログラムにおいて併給は基本的に可能ですが、必ず出願前に当該団体等に確認してください。この確認を行わない場合、当該団体奨学金や本プログラムの支援が取り消される場合があります。
1-16	他奨学金	日本学生支援機構(JASSO)奨学金との併給は可能か。	貸与型・給付型のいずれであっても、併給は基本的に可能です。 ただし、給付型奨学金についてはJASSO側が併給不可としている場合もありますので、必ずJASSOに確認してください。 令和5年度以降に大学院博士課程で第一種奨学生となる者については、無利子奨学金(返還免除)と、機構プログラムまたはフェローシップとの重複は認められませんので、「特に優れた業績による返還免除候補者」の推薦対象外となります。

No.	項目	質問	回答
2 採用後			
2-1	RA/TA/アルバイト等	RA・TA・OA・学内コーディネーター・アルバイト等は採用後も続けていいか。	自身の研究やキャリア開発・育成コンテンツに取り組むことに支障がなければ問題ありません。
2-2	RA/TA/アルバイト等	本学のリサーチ・フェロー(RF)として委嘱され、年間240万円以上の給与所得を得る学生は、支援対象か。	博士課程学生としての研究や本事業におけるキャリア開発・育成コンテンツの取り組みに支障のない範囲であれば、給与の金額にかかわらず支援対象です。研究科によっては機構SPRINGプログラムあるいは機構次世代AIプログラムとの併給を不可とする取り扱いをしている場合もあるため、当該研究科側にも確認してください。
2-3	採用者と大学の関係	採用者と大学の関係は「雇用」ではないという理解でよいか。	はい、雇用ではありません。研究奨励費金は「雑所得」という扱いとなります。
2-4	海外留学	採用期間中に、海外大への交換留学や学位取得留学、リサーチャービザ等を取得した研究員として海外研究機関に在籍することは認められるか。	採用期間中に海外の大学や研究機関等で研究を行うことは奨励されております。海外にいる間も研究奨励費は支給されます。ただし海外にいる間も本学の博士後期課程等に在籍していることは必須になるため、「海外の大学だけに在籍している状態」となるような留学形態の場合は機構SPRINGプログラムまたは機構次世代AIプログラムからの支援を受けることはできません。本学に在籍しながらの交換留学やダブル・ジョイントディグリー、研究のための中長期滞在などは問題ありません。
2-5	研究奨励費	研究奨励費は雑所得として扱われ確定申告が必要ということだが、どのようにすればよいのか。	研究奨励費は税法上雑所得として扱われるため、所得税、住民税の課税対象となります。また、大学では源泉徴収を行わない為、自分で確定申告が必要となります。 1年間(1月1日～12月31日)に受けた研究奨励費から、確定申告を行います。収入から経費(※研究生活を送るにあたって必要な費用を経費とみなすことができ)ます。例: 学費・学会費等)を引いた額が所得となり、所得額に応じて税額を計算することになります。そのため、収支状況の記録の作成や、経費に該当するものの領収書等の証拠書類の保存が必要となります。 課税対象額に応じて、居住する市区町村に「住民税」を納付する必要があります。 確定申告の時期は毎年2月～3月です。2月頃に機構SPRINGプログラム及び機構次世代AIプログラム採用者向けの確定申告説明会を実施予定です。
2-6	研究奨励費	留学生が租税条約適用を届出すれば日本で確定申告は行わなくてもよいと聞いたが、手続きはどうすればよいのか。	インドネシア・タイ・中国・バングラデシュの4か国に居住していた留学生については、租税条約届出書を提出することにより、研究奨励費に対する確定申告が不要となります。租税条約届出書は支払者(大学)が作成・提出する必要がありますので、租税条約の適用を希望する場合は大学院教育支援機構までご連絡ください。届出をするかどうかは、あくまで本人の希望に基づきます。租税条約届出書を提出しない場合には、原則に従って、確定申告が必要となります。
2-7	研究奨励費	学振特別研究員では、研究奨励費の3割相当額以上を研究遂行経費とする場合、所得税・住民税の課税対象より除外することができるが、同様の制度はあるか。	機構SPRINGプログラム及び機構次世代AIプログラムにおいては、研究遂行経費という制度はありませんが、Q2-5に記載のとおり、研究生活を送るにあたって必要な費用を経費とみなすことができ、収入から経費を除いた金額が所得(=課税対象)となります。
2-8	研究奨励費	健康保険や扶養の扱いはどうなるか。	扶養義務者(親等)に「雑所得」が発生することを伝えるとともに、健康保険や扶養手当等における扶養の扱いについては、扶養義務者(親等)の職場等の担当者に問い合わせてください。 原則的に、月額108,334円以上の収入がある場合は、各種健康保険の被扶養者となることはできません。 受給者は、各自で国民健康保険への加入手続きを行ってください。
2-9	研究費	研究費については指導教員の所属部局に配分されるということだが、所属上の指導教員と、実際に指導を担当している教員の所属部局が異なる場合、どちらの部局に配分されるのか?	採用決定後、各研究科の教務担当および経理担当を通して配分先部局および教員を確認します。指導教員・部局経理担当間で調整のうえ、希望する配分先を回答してください。
2-10	証明書	採用証明書を発行してほしい。	大学院教育支援機構(国際・共通教育推進部 管理掛)までお問い合わせください。 E-MAIL: kanri-graduate★mail2.adm.kyoto-u.ac.jp (★を@に変えてください)
2-11	RA/TA/アルバイト等	JRA(理化学研究所の大学院リサーチ・アソシエイト制度)として年間240万円以上の給与支給を受けている。出願可能か。	JRAについては、JSTに確認した結果、下記の回答を得ています。 (JST回答) 博士課程学生としての研究や本事業におけるキャリア開発・育成コンテンツの取り組みに支障のない範囲でTA・RA活動等を行い、その適正な対価を受給することは禁止されていないため、給与の金額にかかわらずJRAを受給いただいて問題ありません。